

令和 5 年 9 月 13 日

ご利用者の皆さまへ

大東市立市民体育館
大東市立龍間運動広場
指定管理者 （一財）大阪スポーツみどり財団

無人航空機（ドローン、ラジコン機等）の安全飛行のためのガイドライン

【龍間運動広場で使用する場合】※野球場内のエリア限定とする。

- 飛行できる機種
重量が 100g 以上のドローンで、機体認証されたものに限定する。
- 利用
操縦者は国土交通大臣（航空局）の飛行許可申請書を得ている者に限る。
- 提出物
 - ・飛行許可申請書の写し ※登録時提出
 - ・本紙（承諾書欄記載済みのもの） ※予約時または利用時提出
 - ・施設利用誓約書（署名済みのもの） ※利用の都度提出

【市民体育館で使用する場合】※大体育室の全面利用限定とする。

- 飛行できる機種
重量が 100g 未満のドローンに限定する。
- 提出物
 - ・本紙（承諾書欄記載済みのもの） ※予約時提出
 - ・施設利用誓約書（署名済みのもの） ※利用の都度提出

【共通事項】

- 利用時の安全基準：航空法に基づき以下の点に留意して利用ください。
 - ①飲酒時の飛行禁止 ②飛行前確認の実施
 - ③衝突予防 ④危険な飛行禁止

- 現状復帰
施設・設備に損害があった場合は、原則、当施設が修繕を行うものとし、修繕にかかる費用は利用者及び団体が負担するものとする。

承 諾 書	
飛行場所	
利 用 日	
申 請 日	
申 請 者 名	印